

# 学校いじめ防止基本方針

## 目 次

|     |                |      |   |
|-----|----------------|------|---|
| 第1章 | いじめ防止等の基本的な考え方 | ・・・P | 1 |
| 第2章 | いじめ対策のための組織    | ・・・P | 2 |
| 第3章 | いじめの防止のための対策   | ・・・P | 3 |
| 第4章 | いじめの早期発見       | ・・・P | 3 |
| 第5章 | いじめに対する措置      | ・・・P | 4 |
| 第6章 | 重大事態への対応       | ・・・P | 5 |

静岡県立富士特別支援学校 富士宮分校

富士宮分校（以下「本校」という）では、「いじめ防止対策推進法」を受けて、学校としていじめをどのように認識し、どのように防止等の取組を行うかについての基本的な方針を以下のとおり策定して取り組んでいく。また、策定後は、ホームページ等で公表すると共に、その内容を必ず入学時、各学年の開始時に、子ども、保護者、関係機関に説明する。

## 第 1 章 いじめ防止等の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」…（以上、「いじめ防止対策推進法」第2条によるいじめの定義から／「児童等」とは、児童生徒のことを表す）

この定義に示すとおり、いじめは上下関係や力関係に拠らずあらゆる関係性の中で発生するものであることを認識し、心理的又は物理的な影響等の面から多面的に注意を払う必要がある。また、いじめの判断の重要な要素として、「対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている点に留意する。

\* いじめの表れの例としては、以下のようなものが考えられる。

- ・けんかやふざけ合い
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめであるか否かを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認して判断をする。

### 2 いじめの理解

いじめは、被害者・加害者の別に係らず、どの生徒にも起こりうり巻き込まれる可能性があるという認識が前提となる。特に、本校の生徒達の多くが幼少の頃からこれまでに被害者の立場を経験しており、いじめは一部の生徒の問題ではない。

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と共に、生命又は心身に重大な危険を生じさせることに繋がるため注意が必要である。また、集団の中では、規律が守られていなかつたり問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやしたてたり面白がつたりするなど、「傍観者」として見て見ぬふりをして関わらない生徒がいることにも気をつける必要がある。

なお、本校においては、障害の特性から、理解力やコミュニケーション能力の未熟さ等により、意図に反して相手を傷つけてしまつたり、「いじめられた」と勘違いしてしまつたりすることによるトラブルが生じることがある。このようなケースについては、慎重に見極めると共に、「自立活動」の指導との関連の中で、意図的に指導して学習させていくことが重要であると考える。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されるものではない行為である。しかし、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、全ての生徒に向けた対応をしていく必要がある。

#### (1) いじめの未然防止

いじめは重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。また、目につきにくいことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合も、発見してから対応するという姿勢では、手遅れになることが少なくない。このようなことから、いじめは未然防止の取組を行うことが最も合理的であると言われている。

未然防止の基本は、「すべての生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくり」が前提条件となる。

また、いじめの未然防止には、いじめの起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められる。とりわけ、生徒と教職員の心の通った人間関係の確立を心がけ、家庭との連絡を密にしていくことが重要である。

更に、生徒の自己肯定感や自己有用感を培っていくことを意識した教育を実践していくことが大切である。他者から認めてもらえていると感じられた子どもは、いたずらに他者を否定することも攻撃することも減ることが報告されている。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

発生しているが察知されていないいじめが有り得るということを常に意識して、できる限り早期発見・早期対応を心掛け、被害が小さいうちに発見することが重要である。早期発見・早期対応するためには、日頃から生徒との親和関係を築くことに努め、生徒のささいな変化に気付くことが必要であり、教職員や保護者間で情報を共有することが大切である。また、生徒の生活を把握するために定期的なアンケートを実施したり、個人面談を行い子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握していくことも有効であると考えられる。

## 第2章 いじめ対策のための組織

「いじめ防止等対策推進法第22条」に基づき、本校内に、いじめの防止といじめの早期発見及びその対処等の中核となる組織を設置する。この組織の名称を「いじめ対策委員会」とする。

### 1 構成員

- ・校長、副校長（教頭）、部主事、生徒指導課いじめ担当、学年主任
- ・必要に応じて、学級担任や関係の深い教職員を委員に追加できるものとする
- ・ケースによっては、心理・医療・教育・警察、福祉等の専門家など、外部の専門家の協力を求めて対応をする。

### 2 組織の主な役割

- ・本校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組計画の作成・実施・進捗状況の確認・検証に関すること
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と調査、記録、共有に関すること
- ・いじめの疑いに関する情報を入手した場合の緊急会議の開催と、会議結果を受けての指導や支援体制及び対応方針の決定等に関すること
- ・教育委員会との連絡・報告・相談に関すること
- ・いじめ対策に関するその他の関係機関との連携等に関すること 等

### 3 学校評価による取組の改善

- ・いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成を評価する。

### 第3章 いじめ防止のための対策

#### 1 人づくりを重視した教育の推進と自己肯定感の育成

校訓（「誠実 努力 笑顔」）を重視した「人づくりの指導」をとおして、学校生活全体の中で、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育み、心の通う人間関係作りコミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養っていく。

また、本校では校訓を大切にした教育を軸として、生徒の自己肯定感を培う指導を教育方針の柱としている。生徒が努力して達成感を味わったり、褒められたり、認められたりする経験を重視した教育を意図的に設定する。それらの経験の中で培われた自己肯定感や自己有用感を土台として、他者を認める心や人を思いやる心を育てていく。

#### 2 人間関係づくり

学級や学年の活動、生徒会活動を通して、生徒同士の仲間意識を育んでいく。教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図り、ホームルーム活動等において生徒同士がお互いの長所や努力している点に着目させ発表しあう場面を設定することで、互いの個性や違いが認め合える人間関係作りに努める。

また、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組むことも有効と考える。

#### 3 障害の特性や未熟さから生じたトラブルへの対応

障害の特性から、理解力やコミュニケーション能力の未熟さ等により、意図に反して相手を傷つけてしまったり、「いじめられた」と勘違いしてしまったりすることが生じることがある。このようなケースについては、「自立活動の」指導との関連の中で、教育の機会として捉えて学習させて指導していく。また、この指導を通して「いじめはいけないことであること」や「いじめの加害者や被害者にならないように」といった意識を持たせていく。

#### 4 「インターネット上のいじめ」の未然防止

インターネット上のいじめに関するトラブルを予防するため、情報モラル教育を教育課程の中に体系的に位置付け、インターネット上における何気ない発言が相手を深く傷つけることや、一度拡散された情報は消去が困難であることなど、インターネット上の不適切な言動が重大ないじめにつながることを正しく理解できるよう指導する。

外部講師を招いた情報モラル講習会を開催し、発信者としての責任とトラブルへの対処法を指導する。

家庭におけるインターネット利用に関するルールづくりの重要性について、保護者会や学年だより等を通じて啓発を行う。インターネット上のトラブルが疑われる場合は、保護者と速やかに情報を共有し、連携して対応にあたる。

#### 5 いじめ防止に関する年間計画

◇人権擁護委員と協力した道徳授業（年3回）

◇インターネット・携帯電話の安心安全講座の開催...「e ネットキャラバン」講座（7月）。

#### 6 教員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例を元に事案対処に関する教職員の資質向上を図る。

### 第4章 いじめの早期発見

いじめの認知については、件数が多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要であり、いじめの存在を把握しなければ対策へとつなぐことができないことから、できる限り早い段階で認知し、対応するという姿勢を持ち、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組んでいく。

#### 1 アンケート、聴き取り調査の実施

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート又は聴き取り調査等を行う。

## 2 個別面談及び三者面談の実施

ホームルームの時間を活用するなどして、生徒と教員との面談を実施し、悩みの有無やいじめに関する状況等を早期に把握する。また、定期的実施している三者面談（生徒・保護者・教員）を活用して、生徒のいじめの早期発見に役立てる。

## 3 保護者や地域との協力・連携

保護者や地域の方々が生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に連絡・相談できるような関係をつくるように、日頃から心掛ける。保護者に対しては、日頃の指導の成果を示すことを通して、また、連絡帳や学年便り、学年懇談会、三者面談等をとおして信頼関係を築くよう努める。地域に対しては地域の団体等との交流、地域の企業等での作業学習、バザー販売への参加等を通して学校及び生徒の理解につなげていく。

## 4 いじめの疑いへの早急な対応

教員がいじめの可能性や疑いを感じた場合は、直ちに学年の職員で話し合い、情報を収集して確認に努める。その経過及び結果を速やかにいじめ対策委員会に報告する。

## 5 いじめの早期発見に関する年間計画

◇生徒への個別面談の実施... 月1回（8月は除く）実施日は各学年による。

三者面談（生徒・保護者・教員）5回を含む。

◇生徒へのいじめ調査アンケートの実施...年間3回（6月、10月、2月）。

# 第5章 いじめに対する措置

## 1 早期の事実確認

いじめに関する相談や報告があったり、生徒がいじめを受けていると思われる情報を受けたりした時は、関係者に対し事実関係の聴取を行い早期に事実確認を行う。

## 2 組織的な対応

いじめが確認された場合は、いじめ対策委員会を中心に学校として組織的に解決に向けて取り組む。まず被害生徒の安全状況を確認すると共に、正確な事実関係を迅速に把握することに努める。必要に応じて児童相談所や家庭相談室等の外部機関の協力を得ながら、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援を行い、いじめを行った生徒と保護者に対する指導と助言を行う。

## 3 被害生徒に対する配慮と支援

いじめを受けた生徒の不安の除去に努め、安全を確保する。ケースに応じた方法でいじめた生徒を指導し、被害生徒が安心して学習等に取り組める教育環境の確保に努める。

## 4 加害生徒への指導

いじめた生徒には、行った行為の重大さとその責任を自覚させるよう毅然とした指導を行う。その際、障害の特性も考慮し、分かりやすく段階を追った指導を試み、今後の改善に向けた指導を心掛ける。なお、教育上必要があると認める場合には、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめた生徒に懲戒を加えることもある。

## 5 保護者への対応

いじめを受けた保護者には迅速に事実関係を伝え、当該生徒の安全確保の方法等を説明して不安を除去する。また、学校の対応の方針と具体的な対策を保護者に提示して、学校と家庭が協力して当該生徒を見守る体制を作る。

## 6 関係機関との連携

学校、家庭、地域の連携だけでは十分な対応ができなかったり、解決の方向に進まなかったりする場合には、児童相談所、警察、人権開発センターや法務局等の関係諸機関と連携しながら対処する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察に相談して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

## 7 他の生徒たちへの指導

いじめの問題を一部の問題として片付けず、学年集会や全校集会等を行い、いじめは許されない行為であることを確認し生徒達がいじめを根絶しようとする意識をもつ機会とする。

## 8 いじめの「解消」の定義

いじめに関わる行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要であり、いじめが「解消している」状態に至っても再発する可能性が十分あることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要となる。

## 第6章 重大事態への対応

「第5章 いじめに対する措置」を基本的に押さえた上で、以下の点について留意し「いじめの重大事態の調査に対するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処する。

### 1 重大事態の認知

重大事態とは次の場合をいう

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・生徒が精神性の疾患を発生した場合
  - ・生徒が身体に重大な障害を負った場合
  - ・生徒が金銭を奪い取られた場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

### 2 教育委員会への報告と連携

重大事態が発生した場合には、直ちに静岡県教育委員会（以下、「教育委員会」という）へ報告し、必要な指導及び支援を仰ぐ。また、経過についても随時報告をする。

### 3 重大事態についての調査

教育委員会の判断により、速やかに教育委員会又は学校のもとに調査のための組織を設置し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

教育委員会のもとに調査の組織が設置された場合には、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力をする。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分に配慮しながら、速やかに調査を行う。

### 4 校内への対応

教職員に調査経過結果を説明し、学校としての対応について周知徹底する。必要に応じて全校集会や保護者会を開き、学校としての対応等を説明する。

また、生徒が動揺し、教育活動への影響が危惧される場合は、静岡県こころの緊急支援チームの派遣を要請する。

### 5 報道機関への対応

報道対応をはじめとする情報発信の際は、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。

また、自殺については連鎖（後追い）の可能性のあることを踏まえ、報道の在り方に対して特別の注意（倫理観を持った取材等）をはらう必要がある。